

厚岸町規則第40号

町立厚岸病院実費徴収規則及び町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

厚岸町長 若狭 靖

町立厚岸病院実費徴収規則及び町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(町立厚岸病院実費徴収規則の一部改正)

第1条 町立厚岸病院実費徴収規則(平成12年厚岸町規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

実費徴収の種類	金額
(1) エンボスカード再交付料	1枚につき 550円
(2) 人間ドック料	日帰り 39,600円、1泊2日 49,500円
(3) 死後処置料	1体につき 8,010円
(4) 病衣貸与料	1日につき 55円
(5) 検診料	健康保険法の規定により算定した点数に10円を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加えた金額
(6) テレビ視聴料	1日につき 204円

(町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則（平成26年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第1項の見出し及び同項の項番号を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。